



琴平町

public relations KOTOHIRA

広報

とら

VOL.551

7月の主な内容

- 2-14 町政情報
- 15 カメラレポート
- 16 情報ひろば
- 17 地域活動ひろば
- 18-19 教育委員会だより
- 20-22 子育て情報
- 22-25 健康情報

2023
July

熱烈歓迎

瑞芳区

ようこそ琴平へ

2023.5.31-2023.6.2

琴平中と瑞芳中(台湾新北市)との友好交流



令和5年6月19日時点

新型コロナウイルスワクチン接種について

12歳以上の方の接種

5月7日までに初回接種(1・2回目)が終了し、前回の接種から3か月経過した以下の方は、5月8日～8月末までの間にオミクロン株対応ワクチンを1回接種できます。

- ① 65歳以上の方→3か月経過した方には順次接種券を送付しています。
未使用の追加接種券(3・4・5回目)がお手元にある方はそのまま使用可能です。
- ② 基礎疾患を有する方→申請書はホームページまたは窓口で配布しています。
- ③ 医療従事者の方→個人や勤務先での申請を受け、接種券を送付します。

5月8日～8月末までは、上記以外の方は接種できません。9月から初回接種を終了し、前回接種から3か月以上経過した全ての方を対象に接種を再開する予定です。

5～11歳の方の接種(小児用ファイザー社製ワクチン)

初回接種(1・2回目)が完了している方は、小児用ファイザー社製オミクロン株対応ワクチンの追加接種が可能です。

未使用の追加接種券(3回目)がお手元にある方は、使用できます。追加接種(4回目)の方には、接種券を順次送付します。

接種をご希望の方は子ども・保健課にご連絡ください。

6か月～4歳の方の接種(乳幼児用ファイザー社製ワクチン)

接種をご希望の方は子ども・保健課にご連絡ください。

琴平町に転入された方

転入手続き後、接種を希望される場合は子ども・保健課にお申し出ください。

☎ 子ども・保健課 ☎75-6719

マイナンバーカード(個人番号カード) 交付のための 7月休日・夜間開庁日について (※マイナポイントの手続きはできません)

平日、お仕事や学校等でマイナンバーカードの受取が困難な方のために、次のとおり町役場のマイナンバーカード交付窓口を開庁いたします。
電子証明書の更新手続きもできますので、是非ご利用ください。

夜間延長日時 7月27日(木) 午後6時45分まで

休日開庁日時 7月9日(日) 午前9時～正午

※住民票や戸籍の取得、住所の異動の届出はできません。ご了承ください。



☎ 住民福祉課 ☎75-6704



～デジタル庁・総務省・厚生労働省からのお知らせ～

お早めにマイナンバーカードを受け取り、 マイナポイントを申込みください！

- ① マイナポイントの申込期限は、
2023年9月末です。

9月末よりも早く申込みを
締め切る決済サービスも
あるから注意！



- ② ポイントの申込みには、2023年2月末までに申請した
マイナンバーカードが必要です。
市区町村から交付通知書が届いたら、お早めにカードを
受け取りにお越し下さい。

- ③ ポイント申込期限（9月末）間際には窓口が混雑しますので、
お早めのカード受け取りを重ねてお願いします。

※ポイント申込サイトも混雑することが考えられるので、カードを受け取ったらお早めにポイントをお申込みください!!

デジタル庁



総務省



厚生労働省

問 住民福祉課 ☎ 75-6704



有効期限にご注意ください

KOTOCA
通信

チャージポイント及び各種補助金は、該当する月の翌月15日頃に自動付与
しています。

町から給付されたものには、有効期限がありますので、早めにご利用ください。

注 意

- ・ご自身でチャージしたのものには、有効期限はありません。
- ・ポイントの有効期限は、最終利用日から180日間です。
- ・残高の確認は、コトカカード裏面の二次元バーコードを読み取ってください。

問 企画防災課 ☎ 75-6711

7月23日(日)は琴平町議会議員選挙の投票日です。

当日投票所

投票区	投票所施設名
1	琴平町文化会館
2	琴平小学校体育館
3	琴平町役場
4	榎井公民館
5	象郷農業構造改善センター
6	象郷小学校体育館

●時間 午前7時～午後8時

有権者の方々の投票所は、投票所入場券(はがき)に記載しています。

投票できる方 次のすべてに該当する方です。

- ① 選挙人名簿に登録されている方
(平成17年7月24日以前に生まれた日本国民で、令和5年4月17日以前に本町に住民登録の届出をし、引き続き本町に住所を有する方)
- ② 公職選挙法に規定する欠格条項に該当しない方

※投票する前に町外に転出した方は、投票できません。

※令和5年4月18日以降に転入の届出をした方は、まだ本町の選挙人名簿に登録されていないので、投票できません。

投票所入場券

投票所入場券は、はがき1枚で一人分として、郵送します。自分の入場券をもって投票所へ行きましょう。**入場券が届かないときや紛失した場合は、期日前投票期間中は期日前投票所、投票日には投票所の受付へ申し出てください。選挙人名簿に登録されていれば投票できます。**

期日前投票

仕事や旅行などで投票日に投票できない方は、期日前投票ができます。

- 期間 7月19日(水)～7月22日(土)
- 時間 午前8時30分～午後8時
- 場所 総合センター2階 第3講座室(エレベーター有)

代理投票・点字投票

身体の不自由などで自ら投票用紙に記載することができない方も投票できますので、係員に申し出てください。

不在者投票

○指定病院等における不在者投票

不在者投票施設の指定を受けている病院等施設に入院等している方は、病院長や施設長に申し出るとその施設内で投票ができます。

○滞在地での不在者投票

仕事や旅行などで、選挙期間中、他の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

○郵便等による不在者投票

公職選挙法に定められている一定の障がい等に該当する方及び要介護5の方は、郵便等を利用して自宅等で投票することができます。投票を行うためには、**事前に選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受け、7月19日(水)までに投票用紙等の請求をすることが必要です。**



不在者投票制度は、町ホームページでも掲載しています。

※不在者投票における投票用紙等の請求は告示日前でもできます。手続きには日数が必要ですので、早めに手続きをしてください。

開票

- 日時 7月23日(日)午後8時30分～
- 場所 琴平小学校 体育館

開票速報は、開票所内に随時掲示します。

問 選挙管理委員会 ☎ 75-6701

令和5年度 後期高齢者医療保険料について

令和5年度の保険料は下記のとおりとなります。保険料は、被保険者が等しく負担する「**均等割額**」と被保険者の令和4年(2022年)中の所得に応じて決まる「**所得割額**」の合計額となり、被保険者の方には、7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。

保険料の計算方法

年間保険料
(限度額66万円)

=

均等割額
50,800円

+

所得割額
基礎控除後の総所得金額等×所得割率9.80%

※保険料の賦課期日は、4月1日です。ただし、年度途中に被保険者資格を取得した方の賦課期日は、資格取得日となります。

※基礎控除後の総所得金額等とは、総所得金額及び山林所得並びに他の所得と区分して計算される所得の合計額から基礎控除(最大43万円)を控除した額のことです。

- 後期高齢者医療保険料は国民健康保険税が年金天引きや口座振替になっていた方でも、最初は納付書での支払いに変わります。その後、特別徴収の要件を満たす方については、納付方法が年金天引きに変わります。

1 4月、6月支給分の年金から保険料が天引き(仮徴収)された方

(8月支給分の年金からも保険料が天引きとなります。4、6月の保険料額と同額です。)

年間の保険料額が確定し、確定額から仮徴収された額を差し引いた額をもとに10月、12月、2月支給分の年金から天引きします。

2 1以外の方

①納付書又は口座振替により納付される方(普通徴収)

年間の保険料額を8期(令和5年7月～令和6年2月まで各月)に分けて納付していただきます。

②10月支給分の年金から保険料の天引きが開始される方

7月から9月までは、納付書または口座振替により保険料を納付していただき、10月、12月、2月支給分の年金から残りの保険料が天引きされます。

★後期高齢者医療保険料をコンビニエンスストアまたはスマートフォンでお支払いできます。

- ・コンビニエンスストア納付取り扱い店は、7月に送付される当初納付書をご確認ください。
 - ・スマートフォンで利用できるアプリなどについて詳しくは町ホームページに掲載されています。
- ※納期限が過ぎたものはお支払いできません。 ※納付書1枚あたり30万円までがお支払い可能です。

◆納付方法の変更について◆

保険料を年金から天引きされている方で、**口座振替による納付**をご希望の方は、下記にご注意のうえ、税務課窓口へお申し出ください。

※**納付方法を口座振替に変更しても、納付していただく年間の保険料額は、変わりません。**

※町指定金融機関等に口座振替依頼書を提出していただき、その本人控をご持参のうえ、税務課窓口で納付方法の変更をお申し出ください。

問 税務課 ☎ 75-6702

後期高齢者医療被保険者証の送付について

現在、被保険者の皆様がお持ちの被保険者証は、7月末で有効期限が満了となります。

そのため、8月からご使用いただく新たな被保険者証を、全ての被保険者に**7月中旬以降『特定記録郵便』(黄色の封筒)でお届けします。**

※7月下旬以降、被保険者証がお手元に届かない場合は、配達状況を確認しますので、子ども・保健課へお申し出ください。

※香川県後期高齢者医療広域連合から、住民票に記載されている住所地へ送付します。送付先の変更等の個別対応はいたしかねますので、住所地以外への送付をご希望の方は、事前にお近くの郵便局へ転送の届出を行ってください。

被保険者証

カードサイズで色は、『黄色で左右の端に緑色のライン』です。紛失等には十分ご注意ください。

※宛名等を記載している台紙から、被保険者証部分をはがし取ってご使用ください。

被保険者証等を受け取ったら

被保険者証等に記載されている内容に間違いがないか確認してください。記載内容に相違がある場合は、お手数ですが、子ども・保健課へお申し出ください。

古い被保険者証との主な変更点

【表面】・両端が橙色から緑色に変更

後期高齢者医療被保険者証		有効期限	年 月 日
被保険者番号	19800702	性別	男
氏 名	広域 連五郎	見本	
住 所	高松市福岡町2丁目3番2号		
生年月日	年 月 日	資格取得日	年 月 日
有効期日	年 月 日	交付年月日	年 月 日
一部負担金の割合	1割		
保険者番号	39370002	公印	
保険者名	香川県後期高齢者医療広域連合		

有効期限の切れた被保険者証の返還

現在お持ちの被保険者証は、8月1日以降使用できませんので、子ども・保健課までお返しいただくか、ご自身で破棄をお願いします。

問 子ども・保健課 ☎ 75-6705 または香川県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎ 087-811-1866

要介護（要支援）の認定を受けている方・事業対象者に 介護保険負担割合証（緑色）を送付します

8月から使用する新しい介護保険負担割合証（適用期間は8月1日から翌年7月31日まで）を、7月中旬から順次郵送でお届けします。

負担割合証は、介護保険サービスを受けるときのご自分の負担割合（1割、2割または3割）を示すものです。新しい負担割合証が届きましたら、氏名、住所、負担割合等を確認し、早めにケアマネジャー、介護サービス事業所、施設等にご提示ください。

※住民票の住所地（送付先変更の届出がある場合には変更後の住所地）へ送付します。住所地以外への送付を希望される方は、事前に郵便局で転送（更新）手続きを行ってください。

介護保険負担限度額認定申請手続きのご案内

介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設）への入所やショートステイを利用する場合の食費・居住費（滞在費）については原則として利用者が負担することになりますが、要件に該当する方は、あらかじめ町に申請手続きを行うことにより、負担軽減を受けることができます。

<対象者> 負担軽減を受けられる方は、次の(1)～(3)のすべてに該当する方です。

- (1) **本人及び世帯員全員が市区町村民税非課税**であること。
- (2) **配偶者（別世帯・事実婚も含む）が市区町村民税非課税**であること。
- (3) **預貯金等の額が利用者負担段階ごとに決められた基準額以下**であること。

※預貯金等の確認のため、通帳等の写しが必要です。手続きの詳細は、町ホームページをご覧ください。申請書等は、住民福祉課②窓口でも配布しています。

※7月31日まで有効の「介護保険負担限度額認定証」（黄色）をお持ちの方には、6月に更新手続きのご案内を送付しています。早めに手続きを行ってください。

問 住民福祉課 ☎75-6706

みんなの国保

新しい保険証（兼高齢受給者証）の発送について

8月から使える新しい国民健康保険証は、7月下旬頃より、世帯ごとに簡易書留郵便にて配達します。留守等でお手元に届かない方は、**7月31日までは日本郵便株式会社琴平支店（琴平郵便局）、8月1日以降は町役場子ども・保健課**で保管しますので、本人確認できるもの（マイナンバーカード・免許証等）をお持ちの上、受け取りに来てください。

☆被保険者証兼高齢受給者証

70歳から74歳までの方へ送付する被保険者証には、負担割合（2割または3割）が記載されております。

異動届を忘れずに

事業所等に就職をして社会保険等に加入し、国保の資格を喪失した時などは届出がないと町では把握できません。また、国保の資格がなくなった後、誤って国保で医療を受けると、国保が負担した医療費を返還していただく場合がありますので注意してください。

「医療費のお知らせ」の発行回数の変更のお知らせ

琴平町では、健康状態や医療費に関する理解を深めていただくことを目的として、これまで年2回「医療費のお知らせ（医療費通知）」をお送りしていましたが、医療費控除の申告の際に領収書の代わりとして利用する場合は初回の通知書を保管しておく必要があることや、マイナンバーカードを用いてスマートフォンから「マイナポータル」（ウェブサイト）でも医療費情報を取得できることから、今年度以降、次のとおり年1回の発行に変更いたします。

- 送付時期：1月下旬
- 記載されている診療月：送付時点における前々年の11月分～前年の10月分まで

※前年の11月分及び12月分は医療費通知に掲載されませんので、確定申告で医療費控除の申告をする方は、この2か月分の医療費につきましては、領収書に基づき申告してください。

みんなの国保

国民健康保険税(以下「国保税」)は、国民健康保険(以下「国保」)に加入している方に賦課する税金で国保加入者がケガや病気をしたときの医療費にあてられる大切な財源です。納め忘れ等があったりすると医療費の支払いに支障をきたし、健全な運営が出来なくなります。必ず納期限内に納めましょう。

国保税の計算方法

国保税は、医療給付に充てる「医療分」、後期高齢者医療保険を支える「支援金分」、介護費に充てる「介護分」で構成され、所得に応じた所得割額、加入者一人ずつに掛かる均等割額、世帯に掛かる平等割額で税額が決まります(下表)。

区分	計算方法	令和5年度の国保税率		
		医療分	支援金分	介護分※1
所得割額	前年中の総所得金額 - 基礎控除額 (43万円)	8.15%	2.03%	1.89%
均等割額	加入者1人あたり	33,400円	8,400円	10,100円
平等割額	1世帯につき	23,200円	5,800円	4,900円
	合計	(ア)	(イ)	(ウ)

1年間の国保税 (ただし、最高限度額※2まで) = (ア) 医療分 + (イ) 支援金分 + (ウ) 介護分

※1. 介護分は、40歳以上65歳未満の人のみ加算されます。

※2. 国保税の最高限度額は、104万円(医療分65万円、支援金分22万円、介護分17万円)です。

納付方法

・普通徴収(納付書納付または口座振替)

7月上旬に加入者のいる世帯主宛てに送付させていただく納税通知書により、7月～翌年2月の年6回に分けて納付していただきます。各金融機関の窓口で納付できますが、バーコードの印字のある納付書は、期限内であれば、コンビニ店頭・スマホ決済アプリでも納付できます。(詳しくは納付書裏面、または税務課窓口にお尋ねください。)

納め忘れのない口座振替が便利です。是非ご利用ください。(申し込みは、金融機関などの窓口や役場の窓口へ。)

・特別徴収(年金天引)

年金支給日にあらかじめ国保税が天引きされます。

4・6・8月の3回(仮徴収)と10・12・2月の3回(本徴収)の年6回になります。直接窓口等で納付する必要はありません。

滞納すると

保険証を返還してもらい、有効期間の短い短期被保険者証や医療費が全額自己負担となる資格証明書の交付、差し押さえなどの滞納処分を行うことがあります。

国保税の変更点のお知らせ

令和5年度税制改正により、国保税額の課税限度額が引き上げになりました。また軽減対象となる範囲が拡大されました。

①課税限度額の引き上げ

保険税負担の公平性の確保及び中間所得層の保険税負担の軽減を図るため、後期高齢者支援金分の課税限度額が2万円引き上げとなり、年額の最高限度額が合計104万円になります。

②軽減対象の範囲の拡大

均等割・平等割(5割軽減及び2割軽減)の軽減判定所得の基準が拡大されました。

5割軽減 (改正前) 43万円 + (28.5万円 × 被保険者数) + 10万円 × (※給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯
(改正後) 43万円 + (29万円 × 被保険者数) + 10万円 × (※給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯

2割軽減 (改正前) 43万円 + (52万円 × 被保険者数) + 10万円 × (※給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯
(改正後) 43万円 + (53.5万円 × 被保険者数) + 10万円 × (※給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯

※給与所得者等とは一定の給与所得や公的年金所得がある方をいいます。

税に関する問い合わせ

医療に関する問い合わせ

税務課

子ども・保健課

☎75-6702

☎75-6705

令和5年度 香川県空き家再生コンテストの開催

空き家の利活用を一層促進するため、県内において空き家を再生、活用した事例を募集します。優秀作品には副賞として県産品を贈呈しますので是非ご応募ください。



応募期間 7月3日(月)～9月29日(金) (9月29日(金)必着)

応募先 香川県土木部住宅課 住生活企画グループ
〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号(県庁東館7階)

問合せ先 香川県土木部住宅課 住生活企画グループ
TEL 087-832-3583 FAX 087-806-0247 E-mail: jutaku@pref.kagawa.lg.jp

応募に関する詳細ホームページ

香川県住宅課の専用サイト「香川県空き家ポータルサイト」(<https://akiya.pref.kagawa.lg.jp/>)

☎ 地域整備課 ☎ 75-6728 FAX 75-2303

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

国民年金には経済的な理由や天災等により保険料を納めることができない場合、申請して承認されると、保険料が免除または猶予される制度があります。希望される方は**必ず申請**してください。

■免除(全額免除・一部免除)

【対象者】世帯それぞれ(本人、配偶者、世帯主)の世帯所得が一定の額以下の場合で、保険料を納めるのが困難な方

【保険料】全額免除、一部免除(1/4免除・半額免除・3/4免除)

※失業による特例免除があります。

退職された方の所得を除外して免除の審査を行います。希望される方は失業した事実が確認できる証明書(離職票や雇用保険受給資格者証等)の写しをお持ちください。

ただし、離職月によっては失業による特例免除対象にならない場合があります。

■納付猶予

【対象者】学生を除く50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の方

【保険料】全額を猶予

■対象期間

毎年7月から翌年6月

7月から令和5年度の申請を受け付けます。

※過去2年(申請月の2年1カ月前の月分)までさかのぼって申請できます。

■申請先 住民福祉課①まで

◆免除・納付猶予制度の比較表【納付・全額免除・一部免除・納付猶予】と【未納】の違い

区分	納付	全額免除	一部免除	納付猶予 (学生納付特例)	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に	含まれる	含まれる	含まれる※2	含まれる	含まれない
老齢基礎年金の年金額に	計算される	計算される※1	計算される※1,2	計算されない	計算されない

※1,2 保険料を全額納めた場合と比べて、受け取る年金額の割合は以下のとおりです。

○全額免除の場合 2分の1 ○3/4免除の場合 8分の5 ○半額免除の場合 4分の3 ○1/4免除の場合 8分の7

※2 「一部免除」については、減額された保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります。

未納のままにせず、免除制度等に該当される方は手続きを！

☎ 住民福祉課 ☎ 75-6704 善通寺年金事務所 ☎ 62-1662

国民年金基金相談会のお知らせ

このたび、下記の日程で国民年金基金相談を実施します。お気軽にご相談ください。

日時 8月3日(木) 午前10時～午後3時 **場所** 琴平町総合センター2階 第2講座室

☎ 全国国民年金基金香川支部 ☎ フリーダイヤル0120-65-4192

地域活動活性化事業 最長で4年間助成金の申請ができます



この事業は、地域の課題を解決することを目指して活動する皆様を応援することで、住民一人ひとりが主体となったまちづくりを進めることを目指し開始しました。

以前は、助成金の申請は1団体1回限りとしていましたが、現在は2つの申請部門を設け、2年目以降も申請ができます（両部門を合わせて最長で4年間助成を受けることができます）。

何か地域に貢献する活動を始めたい、今行っている活動の輪をもっと広げたいと思っている方は、是非ご利用ください。

種 別		助成可能回数	助成金額(上限)
めばえ部門	設立して1年未満の団体	1団体1回限り	5万円
はぐくみ部門	設立して1年以上の団体 (又は前年度に本助成金を受けた団体)	1団体3回限り	5万円

助成金の概要は以下のとおりです。町ホームページに様式と申請の手引きを掲載していますので併せてご利用ください。

対象事業	地域にある課題を解決するために行う、営利を目的としない活動
対象団体	以下を満たす団体(法人格の有無は問わない) ①町内に「活動拠点」と「連絡場所」がある ②構成員が5人以上で、その半数以上が町内に在住・在勤・在学している ③活動を町内で行っている ※国、自治体から助成金を受けたことがある団体は対象外
対象経費(例)	▽講演会に招いた講師への謝礼や講師の旅費 ▽チラシ・ポスターの印刷代、用紙代 ▽事業に要した切手代やボランティア保険加入費
申請受付	現在受付中 ※申請書を直接住民福祉課②までご持参ください。

問 住民福祉課 ☎75-6723

特定小型原動機付自転車のナンバープレートの交付について

令和5年7月施行の改正道路交通法において、新たに「特定小型原動機付自転車」と定義される電動キックボード等に取り付けるナンバープレートの交付を7月3日(月)から開始します。必要書類等の詳細については町ホームページをご覧ください。

問 税務課 ☎75-6702



5月分 資源収集状況	品名	収集量(単位:kg)	売却費(円)	品名	収集量(単位:kg)	売却費(円)
	アルミ缶	570	62,700	無色ビン	1,185	※ほとんどが再資源化されます。 可能な限り分別ご協力ください。
	雑鉄	430	10,320	茶色ビン	1,053	
	スチール缶	430	10,320	その他	396	
	新聞	5,760	97,920	プラスチック	2,710	
	雑誌	3,640	43,680	合計	20,774	
	段ボール	3,390	34,239	5月分資源ごみ処理に要した費用		329,890円
	ペットボトル	1,210	24,200			

※マヨネーズ・ケチャップの入れ物など、洗うのが困難なプラスチックごみは可燃ごみで収集します。不燃ごみでは収集しません。

予約不要・出入り自由・初心者歓迎

スマホサロン「もしもし」スマートフォンのお困りごと解決!

スマートフォンに関する日々のお悩みなどを気軽に相談してみませんか?

開催日程	日程	時間	場所
	7月12日(水)	午前9時～午前11時	総合センター 2階第3講座室
	7月26日(水)		

対象者 町内在住で、スマートフォンの操作に不慣れな方やスマートフォンに関するお困りごとがある方

相談例

- ・KOTOCAをスマートフォンアプリで使えるようにしたい
- ・友達や家族の電話番号を登録したい
- ・ペットや孫の写真をとりたい など

持ち物 スマートフォン

その他 相談内容によっては、解決できない場合があります。
混雑状況によってはお待ちいただく場合があります。



☎ 企画防災課 ☎ 75-6711

めざせ、まちかどナビゲーター! 町民総おもてなし隊!

第27回 阿波街道と借耕牛(かりこうし)の話 1/2

7月と8月は、暑い日が続きますので「まち歩き」はお休みします。

◆阿波街道と牛の話

借耕牛とは、牛の品種や飼育形態ではなく、経済的な性格を含むその用途の呼び名です。

讃岐では阿讃山脈から瀬戸内海にかけて、なだらかに平野が広がっているため水田が沢山ありましたが、阿波(特に美馬郡、三好郡、阿波郡の一部の吉野川北岸地域)では、山脈のすぐ下に吉野川が流れているため水田に出来る土地が少ない上、農業用水が充分でなく、1反当りの収穫量は讃岐の3割ほどで、慢性的に米が不足していました。山間部の斜面を利用した畑作物(芋・きび等)の副産物として蔓や茎葉、野草等の飼料が豊富で、牛が飼いやすく、ほとんどの農家で牛を飼育していました。

現代の耕運機と違い、牛や馬を使う為には毎日大量の餌が必要です。

讃岐には米があって草がない。稲藁は特産の塩を入れるカマスに、麦藁ぼっかんきんだは麦稈真田(麦わら帽子などの材料)に、それぞれ牛の餌にするよりも現金収入になるので不経済な牛の飼育はどんどん減っていきました。

米がある讃岐と不足している阿波、牛の減った讃岐と増えた阿波、ここでお互いの利害関係が一致しました。讃岐の米と阿波の草との交換、その代価の差額が牛の労働、借耕牛(阿波では米取り牛と呼ぶ)の制度です。



讃岐は二毛作なので田植えの時期が遅く、阿波の田植えを終えてからでも讃岐の田植えに間に合います。阿波の田植えが終わった春と、秋の農繁期に農家の次男、三男が牛を連れて来て、働いて帰ります。それが、次第に牛だけを貸し借りするようになっていきました。

讃岐でも牛を飼っている人はいましたが、夏の間、阿波に牛を預けます。蚊が少なく草が沢山ある阿波の山で牛を育ててもらうので、その間の飼料はいらなくなります。阿波では牛の預かり料として塩や米をもらい、牛肥も確保できます。これは讃岐では「預け牛」、阿波では「預かり牛」といいます。初期の頃はこのような形態もありました。

次月に続く

☎ 観光商工課内 こんぴら観光ブランド戦略会議「まちあるき部会」 ☎ 75-6710

令和5年度 「琴平町 二十歳のつどい」のお知らせ

日時 令和6年1月3日(水) 午前10時30分

場所 ヴィスポことひら メインアリーナ

日時 平成15年4月2日～平成16年4月1日生、本町在住者及び町外転出者の中で希望する者
町外転出者の方も参加できます

「琴平町 二十歳のつどい」には、学生等、町外に転出されている方も出席することができます。事前に教育委員会にご連絡いただければ参加名簿に掲載し、ご案内致します。

ご希望がありましたら教育委員会までご連絡ください。(電話・FAXでも結構です。)

連絡期限 10月31日(火)

「琴平町 二十歳のつどい」企画・運営スタッフを募集します

ご応募・お問い合わせ、お待ちしております。

応募期限 7月31日(月)

※新型コロナウイルス感染症の影響により日程等が変更になる場合もございます。ご了承ください。

問 教育委員会 ☎75-6716 FAX 75-4120



電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

電力・ガス・食料品等の価格高騰を踏まえ、令和5年度住民税均等割非課税世帯を対象に支援する給付金です。7月上旬より「給付金に関するお知らせ」を発送する予定です。申請期限までにお手続きください。

対象世帯 令和5年4月1日時点で本町に住民登録があり、世帯全員が令和5年度の住民税均等割りが非課税の世帯

支給額 1世帯あたり3万円

手続き ①令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(5万円/世帯)を受給した世帯(世帯異動等があった場合を除く)は、町からのお知らせを確認し、口座の変更や辞退がある場合のみ申請してください。

②「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給要件確認書」が届いた場合、必要事項を記入して申請期限までに返送してください。

申請期限 令和5年10月31日(火)(当日消印有効)

支給開始時期 令和5年7月末～8月上旬

問 住民福祉課 ☎75-6723

水道メーター取替について

香川県広域水道企業団では、計量法に基づき有効期間(8年)が満了する水道メーターの取替を行っています。

該当するお宅へ、直接お伺いし取替をおこないますのでご協力をお願いします。

※取替は、琴平水道組合の組合員が行い、お客様からは、取替費用を頂くことはありません。



お願い ご不在の場合でも取替が可能であれば、敷地内に入らせていただき取替をさせていただきます。

その他 作業員は、水道メーター取替業務受託者証を携帯していますのでご確認ください。

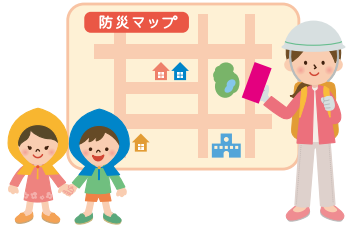
問 香川県広域水道企業団中讃ブロック ☎98-1107



「風水害から命を守るために！」

日本全国では毎年大規模な風水害が発生し、尊い命や財産が失われています。いざ、という時に「自身や家族の命を守るために」今から出来ることは！

※琴平町総合ハザードマップの活用（災害の危険度を示した地図）



- 自宅周辺の危険箇所を家族で確認（浸水深・土砂災害警戒区域等）
- 避難所・避難場所と避難経路を事前に家族で決めておく
- ※避難とは難を避けることです。今いる所から安全な場所に行くことが避難です。（避難所、親類、友人宅、ホテル等）

※避難行動を起こす判断として気象情報や町からの避難情報を活用し**迷わず避難！**

- テレビ・ラジオ
- インターネット
- 携帯メール

入手

- 台風情報
- 雨に関する情報
- 河川に関する情報

収集

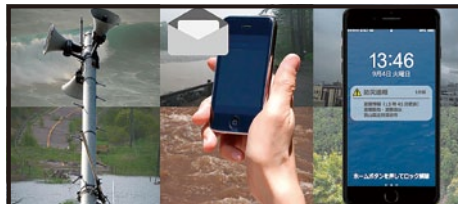


非常持出品の確認



役場からの情報

- ※避難所開設
- ※**高齢者等避難**
- ※避難指示
- ※緊急安全確保 など



安全な場所に避難



※**早めの対応・早めの避難を心掛ける事が、自身や家族の命を守ります。**

問 企画防災課 ☎ 75-6711

こちら町長室

琴平町長 片岡 英樹

国際交流で得るもの

4年ぶりに琴平中と台湾の瑞芳(ずいほう)中との交流が再開しました。台湾の中学生の英語力は高く、それは小学1年生から週4時間の会話を中心とした英語の授業を受けてきているとのこと。また、その環境の差が大きいと感じました。また、今回の交流で、琴中生が一人でもいろいろと刺激を受け、国際感覚をはじめ、自分の成長において何かを感じてくれると期待しています。

また、瑞芳区長も訪問され、地元(きゅうふん)の九份(きゅうふん)は、石段と提灯とお茶が有名で、年間800万人も訪れる観光地ですが、街中のゴミと公衆トイレの衛生面に関する問題があるとのこと。琴平町内を熱心に視察されました。文化習慣の違いはあるけれども日本の良いところが参考になったとのこと。また、もともとある地域資源を活かした取り組みについて伺い、私たちも参考となりました。

国は違えど、抱える課題は共通点も多く、これからの外国人観光客の受け入れや、琴平の子どもの達の経験や未来への人間形成などを考えると、友好関係を一層深め、お互いに切磋琢磨することを得るものが大きいと実感しました。

感謝！再見！





10 人々の平等をなくそう

身近な人権侵害問題

日本国憲法においては、「自由権」、「法の下の平等」、「社会権」等の基本的人権が保障されるとともに、これらの権利の保持および利用にかかわる責任が明記されています。

香川県人権教育・啓発に関する基本計画では、この人権尊重の理念を「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使にともなう責任を自覚して、人権を相互に尊重しあうこと（人権共存の考え方）」ととらえています。が、私たちの住む社会には、さまざまな人権問題が存在しています。

県政世論調査（令和元年度）

「今までに人権侵害を受けた」の回答は、21.3%でした。その内訳は、「あらゆるわざ、悪口、かげ口」（45%）、「名誉や信用を傷つけられた、侮辱された」（32.7%）、「なかまはずれ、嫌がらせ」（29.6%）、「職場での不当な待遇」（29.4%）が上位を占めています。

また、「その際どのような対応をしたか」では、「何もせず我慢した」

（50.2%）、「家族・親族に相談した」（34.9%）、「友だち・同僚・職場の上司に相談した」（28%）、「相手への抗議をする」（25.8%）という結果でした。

人権侵害に対して、半数の人が何もせずに我慢しており、本来行われるべき公的機関等への相談は、2%未満であったという結果から、人権が守られているとは言い難い状況が読み取れます。

個人人権課題に対する関心度は、「障がい者」、「ネットによる人権侵害」、「子ども」、「女性」、「高齢者」、「放射線被ばくに伴う風評被害」、「同和問題」が上位でした。

調査の中で、効果的な啓発活動を行う質問への回答は、「テレビ・ラジオの活用」、「県・市町の広報誌」、「講演会や研修会」、「疑似体験」、「人権をテーマにした行事」が上位にあります。

仲多度郡人権・同和問題に関する意識調査（2020年）

県の調査と同様の設問に対する回

答は、県と同様の数値を示しています。

調査の中で、講演会や研修会への参加者の印象や感想で「差別をなくすため自分も何かしたいと思った」（16.0%）、「よく理解でき、差別をしてはいけなと思った」（63.8%）の計79.8%の人がプラスに受け止めています。

しかし一方で、「理解できたが、自分には関係ないと思った」（37%）、「このようなことをしても差別はなくならないと思った」（13.2%）、「また、自由記述に「今の時代あまり気に留めていない人が多いと思うのに、わざわざ昔の問題を取り上げて広めている。そっとしておけばいいのに」という他人事で無関心な意見が散見されましたが、同和問題は、社会問題ゆえに、自然解消することはありません。

今後も滞ることのない教育・啓発活動の推進が必要と考えます。

問 企画防災課人権同和室

☎ 75-6711

登録型本人通知制度

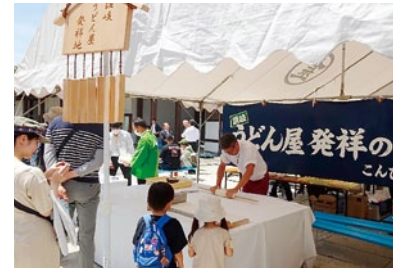
この制度は、戸籍謄本や住民票の写しなどを本人の代理人や第三者に交付した場合、その交付した事実を事前登録している方に通知する制度です。

これは、住民票の写し・戸籍謄本などの不正請求や不正取得による個人の権利侵害の防止を図ることを目的として実施しています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

問 住民福祉課 ☎ 75-6704

5/28 「三麺」交流で麺文化の発展を祈願

琴平町、島根県出雲市、奈良県桜井市の3市町の観光協会が持ち回りで主催する、讃岐うどん、出雲そば、三輪素麺を神前に供える、「三麺献麺式」が金刀比羅宮にて開催されました。各市町は、いずれも麺類の産地という共通点があることからその魅力を全国に発信しています。



神前で三麺の繁栄を祈願した後、関係者約40名が麺文化の魅力をPRするため、参拝者約200人に三種類の麺と観光パンフレットのセットを配布するとともに、町内のうどん店が集まった「讃岐うどん屋発祥の地こんびら會」による、手打ちのぶっかけうどん約200食を振る舞い、各市町への来訪を呼びかけました。

5/30 天風 表敬訪問

本町出身の押尾川部屋力士、天風健人氏が5年ぶりに町長を訪問されました。五月場所は、4勝3敗の勝ち越し。「最後まで諦めない気持ちを大切にしたい。」と今後の意気込みを語ってくれました。



第73回 社会を明るくする運動

7月は、【社会を明るくする運動】の強調月間及び再犯防止啓発月間です。

すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築いて行くための全国的な運動です。

犯罪や非行の背景には、望まない孤独や社会的孤立など社会における様々な「生きづらさ」が存在しています。コロナ禍からようやく日常の生活を取り戻そうとしている今、その「生きづらさ」に寄り添い、人と人が互いに支えるコミュニティを築くことこそが明るい社会の実現につながっていくと思います。

どうか皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

問 仲多度地区「社会を明るくする運動」推進委員会 ☎89-0282

仲多度南部消防組合消防本部だより

消したはずなのに火！ たばこによる火災が多発しています！

①時間が経ってから炎が上がる、たばこ火災の怖さ！

消火しきれていないたばこの吸殻をごみ箱に捨てたり、吸っているたばこの火種が落ちたりしても、そこから急に炎が上がるわけではありません。炎を上げずに長時間ゆっくりと燃焼し、空気の流入などの条件がそろった時点から、炎を上げて燃え始めます。

②たばこの吸殻は、水で確実に消火！

たばこの吸殻は、消火したと思っていても、わずかに熱が残っていることがあります。水につけるなどして、確実に消火してから捨てるようにしてください。

③寝たばこなど、たばこの火種が落ちる行為はしない！

寝たばこをしているときや、くわえたばこをしながら歩いているときに、たばこの火種が布団やソファなどに落ちたりして、時間が経ってから炎が上がる場合があります。たばこを吸うときは、燃える物に火種が落ちないように注意してください。

問 仲多度南部消防組合消防本部 ☎73-4211

サマージャンボ

7

億円

1等前後賞合わせて7億円
1等5億円、前後賞各1億円

3

千万円

当せんのチャンス広がる！
1等前後賞合わせて3,000万円
1等2,000万円、前後賞各500万円

この宝くじの収益金は、
市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

7月4日(火)同時発売 各1枚 300円

発売期間 / 7月4日(火)～8月4日(金) 抽せん日 / 8月18日(金)

2023年市町村振興宝くじ
公益財団法人 香川県市町村振興協会

カメラレポート



最近、こんなことがありました

まちの話題トピックス

5/11 春の全国交通安全運動キャンペーン



5月11日から20日に実施された春の全国交通安全運動に合わせて、5月11日に琴平警察署前でキャンペーンが行なわれました。琴平中学校の皆様などがドライバーに交通安全啓発グッズを手渡し、安全運転を呼びかけました。自分や大切な人が、交通事故の被害者や加害者になることのないように、一人一人が相手を思いやる心を忘れず、交通マナーを守り、交通事故の防止に努めましょう。



5/12 令和5年度「民生委員・児童委員の日」活動強化週間活動



全国民生委員児童委員連合会では5月12日を民生委員・児童委員の日と定め、5月12日からの1週間を「活動強化週間」としています。この期間において、全国の民生委員・児童委員が組織的にPR活動を一齐に展開することで、地域住民をはじめ、関係機関・団体等に民生委員・児童委員制度や活動を知ってもらい、理解を得ること、住民との関係づくりを強化することをめざしています。琴平町民生委員・児童委員協議会としては、5月12日(金)にマルナカ琴平店様の店舗前にてティッシュとチラシの配布を行いました。



5/17 「緑のカーテン」育成講習会



昨年度実施し好評をいただいた「ゴーヤの苗」を育てる講習会が、総合センターにて行われました。県から派遣された講師が、基本的な植え方の講義をしたあと、ゴーヤの実を多く実らせるための「秘伝」を実演し、参加者の方々は熱心に取り組んでいました。

なお、町では地球温暖化防止の機運を高めるため、11月頃に町施設等で「緑のカーテン」写真展示を予定しています。今回参加できなかった方でも、ご自身で育てた「自信作の画像データ」提供を是非お願いいたします。(写真を撮りに伺うこともできます)



5/31 6/2 琴平町と瑞芳区(台湾新北市)との友好交流



友好都市である瑞芳区関係者および瑞芳中学校の生徒8名が5年ぶりに琴平町を訪問しました。

今回の交流では、一緒に授業を受けたり給食を食べたりと琴平中学校の生徒と一緒に中学生生活を体験しました。夜は、ホストファミリーと共に過ごし、お互いにとって貴重な経験となりました。



※イベント等の詳細は、各問い合わせ先までご連絡ください。

お知らせ

夏休み応援企画

「葉っぱアートをつくろう」

- 時 7月23日(日) 9時~11時30分
- 所 坂出市番の州公園管理事務所
- 料 1,000円
- 申 FAX又はEメールで(電話申込みは不可)住所・氏名・電話番号を明記の上、下記宛へ。
(申込受付は7月10日(月)から)
- 定 小学生10名(要保護者同伴)
- 問 坂出緩衝緑地 管理事務所
☎45-6820 FAX43-5213

夏のネイチャーゲーム

- 時 7月17日(月・祝) 9時~正午
受付9時~9時30分 雨天決行
- 所 満濃池森林公園 森林の館
- 料 無料
- 申 7月9日~15日
- 問 公園管理事務所 ☎57-6520

夏の星座を独占! 天体観測会 in 森林公園

- 時 7月22日(土) 19時30分~21時30分
- 所 満濃池森林公園 森林の館
- 料 無料 申 7月13日~15日
- 定 20名(電話受付先着順)
- 対 小学生親子対象
- 問 公園管理事務所 ☎57-6520

インボイス制度説明会 (登録要否相談会)

- 時 7月4日(火) 10時~11時30分
14時~15時30分
- 所 丸亀税務署
- 定 各20名
- 問 丸亀税務署 管理運営部門
☎23-2223

夏休み親子手話教室

- 時 7月30日(日)、8月2日(水)
8月9日(水)、8月10日(木)
- 所 香川県聴覚障害者福祉センター
- 料 親子1組500円
- 定 親子20組※先着順
- 問 香川県聴覚障害者福祉センター
☎087-868-9200



匠の学舎オープンスクール

- 時 8月27日(日) 受付9時~

- 所 匠の学舎
- 内 授業体験・木工、左官、重機体験
- 申 HP内オープンスクール案内欄にて
- 問 匠の学舎(建築職人育成学校)
☎89-1676

高松法務局からのお知らせ 令和6年4月から、不動産を相続した場合の登記申請が義務化されます。

今のうちから、相続した土地・建物の相続登記に備えましょう! 相続登記に関する個別の事案については香川県司法書士会につながる
☎0120-13-7832にて相談のご予約ができます。



社会保険制度実務講習

- 時 9月6日~9月20日(毎週水曜日) 3日間 13時10分~17時
- 所 香川県立高等技術学校 丸亀校
- 定 15名
- 料 2,000円(別途テキスト代1,540円)
- 期 7月4日(火)~8月21日(月)
- 問 香川県立高等技術学校 丸亀校総務課
☎22-2633

四国学院大学オープンキャンパス

- 時 7月8日(土)、7月22日(土) 11時~15時(予定)
- 所 四国学院大学
- 問 入試課 ☎0120-459-433
E-mail: info@sg-u.ac.jp
- 他 事前予約制。無料送迎バスあり(要予約)

香川看護専門学校 オープンキャンパス

- 時 7月17日(月) 受付9時30分~ 開始10時~
- 所 香川看護専門学校校舎内
- 内 学校紹介・奨学金説明・個別相談・看護体験等
- 問 香川看護専門学校 総務部
☎63-6161

募集

離職者訓練9月生募集 (溶接、ビル管理、ICT分野の3科)

- 時 訓練期間は下記問い合わせ先まで
- 料 授業料無料(テキスト代・作業着代は実費)

- 申 7月3日(月)~31日(月)まで 最寄りのハローワーク職業相談窓口に申込み
- 問 ポリテクセンター香川 訓練課
☎087-867-6716

第136期ボートレーサー募集

- 時 7月1日(土)~9月8日(金) 必着締切
- 資 年齢:15歳以上30歳未満
身長:175cm以下
体重:男子49kg以上57kg以下
女子44kg以上52kg以下
視力:裸眼で0.8以上
- 問 (一財)日本モーターボート競走会 丸亀支部
☎24-4560



相談

香川県司法書士総合相談センター 定例相談会

- 時 7月22日(土) 13時~16時
- 所 丸亀市市民交流活動センター(マルタス)2階ROOM2
- 料 30分無料
- 申 要予約(下記お問い合わせ先へ)
- 問 香川県司法書士会
☎087-821-5701

試験

一般曹候補生

- 対 18歳以上33歳未満の男女(R6/4/1日現在)
- 申 7月1日(土)~9月5日(火)
- 時 9月15日(金)~17日(日) いずれか1日
- 所 香川県内
- 問 自衛隊普通寺地域事務所
☎63-2363

その他

シルバー会員の入会説明会

- 時 7月20日(木) 13時30分~ (13時~13時30分受付)
- 所 仲善広域シルバー人材センター(琴平地区センター1階会議室)
- 対 60歳以上の方もしくは今年度60歳になる方
- 問 (公社)仲善広域シルバー人材センター 琴平地区センター ☎75-0277



やっと!琴平の友・瑞芳区が! 来日した!!!!



地域おこし協力隊 ワン&葉
今年5/31~6/2はコロナが落ち着いた後、初めて琴平町と瑞芳区との対面交流が再開されました。今回の交流では、瑞芳中学校の生徒8名、瑞芳区役所関係者9名が琴平町を訪れ、日本の文化や琴平町の現状を肌で感じていただきました。



琴平町と瑞芳区は2018年に友好交流都市を締結し、相互訪問やホームステイなどを通じて教育、観光、ビジネス促進などの交流を行ってききましたが、コロナの影響により2020年以降、お互いへの行き来ができなくなりました。しかしコロナの期間中もオンラインツアーや提灯の展示、お祝いビデオの撮影、生徒たちとのオンライン交流などを通じて国際交流が続けられていました。



瑞芳中学校の先生と生徒たちは来日の4か月前から日本語、英語、国際マナーなどの訓練をしていました。交流では、琴平中学校の様々な授業や剣道部の活動に参加。その他にも、姉妹校調印式、ホームステイにより日本の生活を体験しました。交流した2日間で生徒たちの目はキラキラしていました。このような文化交流を通じて、生徒たちは新たな友達を作るだけでなく、自分たちが将来への夢を持って成長していくことの大切さを学べたと思います。今後も双方の交流がさらに深まることを期待しています。



地域おこし協力隊の活動は、随時SNS等で配信しています。ぜひ、ご覧ください。



KOTOHIRAOKOSHI

ACT ことひら (町立ギャラリー)

7月の展示案内

絵手紙展

7月11日(火)～
8月1日(火)

展示場所: 琴平町176番地
展示時間: 午前9時～午後5時
☎73-2655 休館日: 毎週水曜日

教育委員会 5月定例会報告

1 教育上の諸問題について

① 学校の状況について

2 連絡・報告事項について

① 園長・校長会

5月8日(月)午後2時～

資料室

② 町内3小学校運動会

5月20日(土)午前8時30分～

③ 定例教育委員会

5月24日(水)午後2時～

資料室

④ 琴平中学校運動会

5月27日(土)午前8時30分～

⑤ 地域教育行政懇談会及び市町教育行政意見交換会

7月26日(水)

☎ 教育委員会 ☎75-6715



家庭教育啓発月間(7月)

～家庭を基本として、子どもの心身の成長を考える～

「疲れやすい」と感じている子どもの割合は、小学生の5割、中高生でそれぞれ7割に上ります。夏休みは、子どもたちにゆとりと時間を与え、疲れを忘れるような体験の場を設ける良い機会です。



- ・自然体験 → 豊かな感性と自然を大切にできる心や忍耐力が育まれます。
- ・地域での活動 → 保護者が地域と協力して、子どもの活動(スポーツ、文化活動等)ができる居場所をつくれます。
- ・家庭内行事(七夕、クリスマス、初詣などの季節の行事・年末の大掃除) → 伝統・文化について学び、様々な世代の人とかかわるきっかけとなります。

参考 文部科学省生涯学習政策局「家庭教育手帳小学生(高学年)～中学生編(イキイキ子育て)」

☎ 生涯教育課 ☎75-6716

こんぴら 子ども塾

7月予定表

日程	時間	場所	内容
7月5日(水)	午後3時15分～ 午後4時15分	榎小体育館	空手
7月5日(水)		象小理科室	かべかけを作ろう
7月12日(水)		琴小視聴覚室	華道

社会のルールを守り、楽しい夏休みを！

ネット利用のトラブルを防ぐために

家庭や学校、地域社会など、子供を取り巻く様々な環境の中、ささいなきっかけで、非行に走ったり、犯罪の被害に遭ったりする子供も少なくありません。

令和4年中に県下において補導した不良行為少年の総数は1019人で、前年に比べ117人減少しています。琴平署で補導した不良行為少年の総数は7人で、前年に比べ5人減少しています。行為別では、深夜はいかい4人、飲酒2人、喫煙1人で、女子は1人(深夜はいかいのみ)でした。学識別では、有職少年4人、無職少年2人、高校生1人(女子)となっています。

毎年7月は内閣府が実施する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」です。香川県では、夏季に多い青少年の非行と犯罪を防止し健全に育成することを目的として、7月と8月を「夏の青少年非行・被害防止県民運動期間」と定め、関係機関、関係団体等と協力して県民運動を展開しています。青少年を非行や犯罪被害から守るために、大人は何をすべきかを考えてみましょう。特に、スマートフォン等のネット利用によるリスクについて、子どもにも考えてみましょう。

誹謗中傷・人権侵害

軽い気持ちで投稿した攻撃的な言葉(誹謗中傷)が、名誉棄損や侮辱罪の罪になることがあります。



脅迫・業務妨害

「冗談のつもり」「単なる悪ふざけ」「匿名だからバレない」といった感覚で投稿したメッセージや動画が、脅迫や業務妨害などの犯罪になることもあります。

脅迫犯罪への加担(加害者にも！)

「簡単高収入」「裏バイト」等SNSで近づき、巧みな言葉で誘いかける犯罪者。バイト感覚で応じて特殊詐欺の受け子等に利用され、逮捕されるケースが少なくありません。

個人情報の流出

SNSなどに安易に個人情報を記載したために、写真や名前、メールアドレスが知らないところで勝手に使われ、嫌がらせを受ける被害が発生しています。また、犯罪に悪用する目的で情報を搾取するサイトやアプリも身近にあります。

無料ゲームサイトの安易な利用

「無料」とうたっているオンラインゲームで遊んでいる間に、アイテムが有料であることに気付かず購入してしまったため、高額な料金を請求されてしまうトラブルが、子供たちの間で多く発生しています。

子供の使用状況に応じて、「ペアレンタルコントロール」や「フィルタリング」を有効に利用し、子供の安全を守りましょう。また、家庭で過ごす時間が多い夏休みだからこそ、スマートフォン等の利用状況については、最近の事件や事例を基にして子供と折に触れて話し合い、問題がなければ確認してください。そして、万が一、トラブルが生じたときには、子供が一人で抱え込まず、すぐに保護者に相談するよう、普段から子供に伝えましょう。

問 青少年育成センター

(内閣府の関係資料参考)
☎75-0919

： ヴィスポことひら お得情報!! 。

★子ども夏休み短期教室実施案内

ヴィスポことひらでは、子どもの体力向上やルール、マナーの向上などを考えて子どもスクール短期教室を実施いたします。スイミングスクールをはじめ、体育(ダンス・卓球・テニス・トランポリン)といった様々な経験ができます。詳しくは施設HPをご確認いただくか、お電話にて承ります。



★【限定】4回全施設利用券販売中

7月～8月の期間中4回全施設利用できる回数券を販売しております。運動を始めたいけど続けられるか不安な方、初めての方、ぜひこの機会に施設利用をしてみませんか。
※16歳以上の方が対象となります。

定休日:火曜日 営業時間:平日 午前10時～午後11時 土/日/祝 午前10時～午後7時

問 ヴィスポことひら ☎75-0010



LINEライン



ホームページ



ピヨピヨ広場

7月25日(火) 午前10時～午後4時
ふれあい交流館

乳児相談

対象	R4年10～11月生・R5年2月生・4月生 1歳未満の乳児どなたでも♪
内容	身体計測・育児相談・離乳食相談・ ブックスタート・自由遊び

幼児相談

対象	1歳以上の幼児どなたでも♪
内容	身体計測・栄養相談・育児相談・1歳記念手 形・絵本プレゼント・自由遊び

ことばと子育て相談

言語聴覚士が子どものことばや発音、
子育ての悩みに対応します。ご希望の
際は、一度ご連絡ください。



予約制 午後2時～(1組40分程度)

琴平町公式 LINE



行事のお知らせ等
していますので、
ぜひご登録ください。



琴平町母子愛育会

～健康で楽しい子育てのために～

母子愛育会とは、妊娠中から乳幼児を育てる
親子を中心に地域のネットワークを作り、みん
なが楽しく子育てをしながら健康に生活できる
よう活動しているボランティア団体です。

琴平町では、親子ふれあい行事、季節のイベ
ントなど、年間を通してさまざま活動を行って
います。

(写真は令和4年
度のイベント)



近年コロナの感染状況に応じて、様々なイベ
ントを継続しています。今後も琴平町で子育て
を行うみなさんが楽しく子育てできるようサ
ポートするとともに、楽しいイベントを企画し
ていきます。イベントは、チラシ、広報、町のホ
ムページにて案内しておりますので、ぜひご参
加ください！！

産後のママをサポートする 「産後ケア事業」を

知っていますか？

出産後間もない時期は、お母さんにとって初
めての経験ばかりで心や体が不安定になるこ
ともあります。そのような時期に一定の期間、町
が委託した医療機関や助産所で休養をとったり、
育児のサポートを受けたりすることができる
サービスです。

対象

産後1年未満のお母さんと赤ちゃん
例)・出産後の心身の体調の回復に不安がある
・育児に不安がある
・栄養面や生活面について相談したい など

内容

施設により、宿泊、日帰り(1日・半日)、訪問が
選択できます。

- ・お母さんと赤ちゃんの健康管理
- ・お母さんの休養
- ・乳房ケアと授乳指導
- ・沐浴や育児のアドバイス
- ・栄養面や生活面の相談 など

利用できる施設

- ・ぼっこ助産院(高松市)
- ・高瀬第一医院(三豊市)
- ・助産院ゆるり(丸亀市)
- ・みゆき助産院(多度津町)



★利用条件や利用日数、自己負担額
などの詳細は、ホームページまた
はお問い合わせください。





琴平町コウノトリ応援事業(生殖補助医療費助成事業)

不妊治療の保険適用開始後(令和4年4月～)に、体外受精・顕微授精(生殖補助医療)を受けられたご夫婦(妻の年齢が43歳未満に限る)に対し、経済的負担を軽減するため治療費に一部を助成します。

助成対象の治療		1回あたりの助成額
保険診療	保険診療で行われた体外受精・顕微授精の治療(保険診療と先進医療を組み合わせた治療も含む)	上限 15万円
保険外診療	先進医療以外の治療を併用することで全額自費診療になった体外受精・顕微授精の治療	上限 30万円

- 男性不妊治療も自己負担額の総額に含まれます。
- 自己負担額が助成額に満たない場合は、自己負担額を助成します。
- 体調不良により移植のめどが立たず治療終了した場合や採卵するも卵が得られず治療中止となった場合は、助成額の半額を上限に助成します。

助成回数

治療開始時の妻の年齢が40歳未満のとき → 子ども1人につき通算**6回まで**助成
 治療開始時の妻の年齢が40歳以上43歳未満のとき → 子ども1人につき通算**3回まで**助成
 ※助成を受けた後に出産した場合(妊娠12週以降に死産に至った場合も含む)回数はリセットされます。

詳細な条件や内容、申請方法は、ホームページまたはお問い合わせください。

問 子ども・保健課 ☎75-6719



7月



子育て支援センター ひまわり 予定表



日	月	火	水	木	金	土
2 お休み	3 ・ITよろず相談	4 ・あさつちえ	5 ・みんなで遊ぼ	6 ・リトミック ・七夕祭り	7 ・ふれあい遊び	1 8
9 お休み	10 ・わらべ歌遊び	11 ・手芸教室	12 ・みんなで遊ぼ	13 ・楽器を鳴らして 楽しもう	14 ・ふれあい遊び	15
16 お休み	17 海の日 お休み	18 ・シャボン玉 遊び	19 ・みんなで遊ぼ	20 ・プール遊び	21 ・ふれあい遊び	22
23 お休み	24 ・わらべ歌遊び	25 ・プール遊び	26 ・みんなで遊ぼ	27 ・お誕生会 ・プール遊び	28 ・ふれあい遊び	29
30 お休み	31 ・歌おう!踊ろう!					

●ひまわり開所時間

毎週月～金曜日(祝日を除く)
午前9時～正午/午後2時～午後4時

●育児相談

面接相談…毎週月～金曜日(祝日を除く)
午前9時～午後4時
電話相談…TEL 75-3060(土・日・祝日を除く)
午前10時～午後4時
訪問相談…電話で予約(土・日・祝日を除く)

●園庭開放

[あおぞら]…毎週月～土曜日(祝日を除く)
午前9時～午後4時
※園行事などで利用場所が限定される場合があります。
※新型コロナウイルス感染症対策として、
ひまわり利用者のみ園庭で自由に遊べます。

●対象

0歳児～就学前児親子
※新型コロナウイルス感染症対策として、
1日8組限定です。

※詳しくは、情報紙 月刊「ひまわり」をご覧ください。情報紙 月刊「ひまわり」置き場所(敬称略)…町役場・総合センター・琴平郵便局・やまもと耳鼻咽喉科

琴平町地域子育て支援拠点事業委託施設
あかね保育園子育て支援センターひまわり

★ホームページ <https://www.akane.or.jp/>
にて、ひまわりの行事予定表の情報が見られます。
(パソコン・スマホ・旧携帯・各共通)

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)のご案内(町支給) ～低所得の子育て世帯に対する特別給付金(所得制限あり)～

支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> ① 令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金(前回の給付金)の支給対象者であった方 ② ①の他、対象児童(令和5年3月31日時点で18歳未満の子(障害児については20歳未満※)の養育者であって、以下のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ※令和5年4月以降令和6年2月末までに生まれる新生児も対象となります。 ・令和5年度分の住民税均等割が非課税である方 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和5年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方 <p style="text-align: center;">【申請が必要です。】</p>
給付金額	児童1人一律:50,000円
支給手続	<ul style="list-style-type: none"> ・上記①に該当する方は、給付金を申請不要で受け取ることができます。該当者には、通知文が届きますのでご確認ください。 ・上記②に該当する方は、役場から申請書等を送付します。そちらの用紙に必要事項を記入し、必要書類とともに窓口または郵送でご提出ください。申請内容を確認の上、指定口座に振込みます。

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯)のご案内(県支給) ～低所得の子育て世帯に対する特別給付金(所得制限あり)～

支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> ① 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方 ② 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 <p style="text-align: center;">(公的年金等には、遺族年金・障害年金・老齢年金・労災年金・遺族補償などが該当します。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方 <p>※上記②又は③に該当する場合であっても、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。</p> <p style="text-align: center;">上記の①～③のいずれかに該当する方</p>
給付金額	児童1人一律:50,000円
支給手続	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方【上記①に該当する方】 給付金は、申請不要で受け取れます。 ・申請が必要な方【上記②、③該当する方】 給付金を受け取るには、申請が必要です。窓口にて申請書類記載後、窓口または郵送でご提出ください。 ・給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認の上、指定口座に振込みます。

問 子ども・保健課 ☎75-6705

健康相談のご案内

町内4か所で健康相談をおこなっています。ぜひお越しください。

実施日	時間	場所	内容
7月3日(月)	午後1時30分 ～午後2時30分	デイサービスセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・血圧測定・尿検査・体脂肪率等測定 ・健診結果の説明(血液検査結果の見方など) ※ご自身の結果をお持ちください。

申込・問 子ども・保健課 ☎75-6719



こころの健康応援隊の出張ストレッチを体験してみませんか？

こころの健康応援隊は、簡単にできるストレッチや筋トレなどの健康体操を町民のみなさんに実践しながらお伝えし、みんなで元気に健康長寿を目指して活動している男女24名のグループです。

現在、メンバーが町内各地に出向き、ストレッチや筋トレの方法をみなさんに伝授しています！介護予防教室、健康づくり教室、介護福祉施設、子ども向け行事などで大好評をいただいています。

まだ利用したことのない方も、まずはお気軽にお声かけください！



出張申込方法

対象：町民（5人以上の集まり）
時間：10分～（ご要望に応じて）
申込方法：子ども・保健課へ連絡

血管年齢・骨密度測定会

健康は『自分のからだ知る』ことから！！

計測だけでなく、こころの健康応援隊が健康に役立つストレッチも実施します。



日時 7月5日(水)
午前10時～午後4時
定員 50名
場所 ふれあい交流館

日時 9月5日(火)
午前10時～午後4時
定員 50名
場所 総合センター



どちらか1日を選択し、お申込みください

申込・問 子ども・保健課 ☎75-6719

40～74歳の琴平町国民健康保険ご加入のみなさまへ 特定健診が無料になりました

生活習慣病は日本人の死亡原因の約6割を占めていることをご存じですか？特定健診は、生活習慣病に着目した健診です。年に1回、特定健診を受診すると、ご自身の健康づくりに役立てることができます。

対象者 40～74歳の琴平町国保加入者
※対象者へ5月に受診券と案内をお送りしています。詳細は案内をご参照ください。

実施期間 令和5年10月31日(火)まで ※休診日を除く
※受診券を紛失された方は再発行をいたしますので、子ども・保健課までご連絡ください。

過食や運動不足などの生活習慣は「高血圧」「脂質異常」「高血糖」等の原因となります。そのままにしておくと、命にかかわる病気を引き起こします。

今こそ、健康を考えませんか？

町では特定健診の結果、生活習慣病のリスクが高い方へ保健指導（無料）のご案内をお送りしています。案内が届いた場合は必ず受けましょう。



健診結果をヒントに生活習慣病を予防！

問 子ども・保健課 ☎75-6719

こころの健康相談のご案内

実施日	場所
7月12日(水)	ゆうあいの家 (琴平警察署南側)

内容 精神科医による個別相談

対象 町内にお住まいの方でこころにお悩みを持つ方またはその家族
※予約制ですので希望者は実施日の1週間前までに子ども・保健課へお申し込みください。

申込・問 子ども・保健課 ☎75-6719

7月28日は「世界肝炎デー」



肝炎は国内最大の感染症の1つとされています。自覚症状がないまま病気が進行し、慢性肝炎、肝硬変、肝がんへと重症化する可能性があります。感染が分かった場合は、必要な定期検査や適切な治療をすれば、肝がんや肝硬変の発症を予防することができます。これまでに肝炎ウイルス検査を受けたことのない方は、必ず一度肝炎ウイルス検査を受けるようにしましょう。なお、琴平町で肝炎検査の助成制度があります。今年度の対象は下記の方になっています。

対象者 ・琴平町に住所を有し、令和6年4月1日現在41、46、51、56、61歳の方で、
これまでに肝炎検査を受けたことのない方
※対象者へ、5月に肝炎ウイルス検診の案内と受診券をお送りしています。
詳細は案内をご参照ください。

実施期間 令和5年10月31日(火)まで ※休診日を除く **自己負担金** 無料

☎ 子ども・保健課 ☎75-6719

食生活改善推進員(ヘルスメイト)主催

5/17 男性の料理教室

5月17日に男性の料理教室を開催し、14名が参加してくれました。献立は、旬のにんにくを使ったペペロンチーノ、そら豆、パンキンスープ！

「そら豆は食べるけれど皮をむくのは初めて！」という方もたくさんいました。そら豆に味がしみ込みやすくするために少し皮をむく工夫も教えてもらいました。ひと工夫でとても美味しく出来上がりました。家に帰り、家族に作っている方もいて嬉しく思いました。

次回は、夏野菜のナスやきゅうりを使った料理を予定しています。興味のある方はぜひご参加ください。



75歳・80歳の歯科健康診査が始まります

「オーラルフレイル」という言葉をご存知ですか？「オーラルフレイル」は、歯や口に関する“ささいな衰え”を放置することで、口の機能低下、食べる機能の障害、さらには心身の低下につながる状態のことです。「オーラルフレイル」は、フレイルの前段階であるため、まずはご自身のお口に関心を持っていただき、予防をすることが大切です。

歯科健診は、歯の本数や状態、歯周病のチェックをするだけでなく、食べ物を噛む力や飲み込む機能等、口腔機能の状態などを調べます。お口の状態を知ることは、ご自身の健康状態を知ることになります。

対象者には受診券を発送しますので、歯科健診を受けて、健康長寿を目指しましょう！

対象者 75歳(昭和22年4月2日～昭和23年4月1日に生まれた方)
80歳(昭和17年4月2日～昭和18年4月1日に生まれた方)

健診期間 令和5年7月1日～令和6年2月29日 **費用** 無料



☎ 香川県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866

地域包括支援センターだより 自分のために、家族のために。健康長寿を目指そう!



脳力向上! 頭のげんき塾

定員
20名

この教室は毎回異なる内容で楽しく笑いながら脳の活性化に取り組みます。笑いは心も元気にします。頭のげんき塾に参加して、脳も心も若返らせましょう!

日時 令和5年8月9日(水)～令和6年3月13日(水) (月1回開催)
午前10時～午前11時30分

内容 ゲーム、脳トレ学習、ストレッチ、指体操、ミニ講義

場所 総合センター **対象** 65歳以上の町民 (介護認定を受けていない方)

※まずは電話での申込をお願いします。申込受付後、問診を行う日程の調整をします。



介護予防講演会



誰もが歳をとる!
老化を感じる!!

避けようがないなら、上手に、華麗に、自分の年齢と付き合っていきましょう。

“加齢”と華麗に付き合おう♪

「ちょっと気になる おしっこの話」

講師 山本ヒフ泌尿器科医院院長 医師 山本 洋之 先生

日時 7月13日(木) 午後2時～3時30分 (受付1時30分～)

場所 総合センター 大ホール

定員 45名 **締め切り** 7月6日(木)



開催中

ゆる～い 太極拳体操



太極拳の考え方をもとに、椅子に座ったり、寝転んだり、「ゆるっと」体操しています。体力に自信のない方でも大丈夫!!

日時 7月11日(火) 午後1時30分～3時

場所 総合センター **対象** 65歳以上の町民

※体験可・保険代のみ必要です

琴平町 おれんじカフェ「わ」



認知症の方、支援している方…
ほっとひと息ついて、おしゃべりしませんか?

日時 7月18日(火)…家族・支援者の方
7月26日(水)…どなたでも
午後1時30分～3時

場所 楽集館 **参加費** 100円

対象 琴平町民、町内介護事業所職員

問 地域包括支援センター ☎75-6880

7月の休日当番医・当番薬局 変更することがありますので、当日の新聞や電話などでご確認ください。

日付	病院名	住所	TEL	薬局名	住所	TEL
7月2日	林 医 院	まんのう町岸上1638-30	75-5125	ドラッグハウス幹薬局	まんのう町吉野下948-1	75-5598
7月9日	川 口 医 院	まんのう町炭所西1528-1	79-0711	アライブ薬局長炭店	まんのう町炭所西1525-4	79-1967
7月16日	森 内 科 医 院	琴平町167	73-4188	シマヤ真鍋漢方薬局	琴平町225	75-3574
7月17日	たかお整形外科医院	まんのう町四條678	75-1127	マンノウ薬局	まんのう町四條676-5	75-2013
7月23日	やまもと耳鼻咽喉科	琴平町五條636-3	75-4133	ごじょう薬局	琴平町五條653-1	75-6588
7月30日	岩 崎 医 院	琴平町283-1	75-5161	うじけ調剤薬局	琴平町296-1	58-9065

救急電話相談 一般向け 15歳～高齢者の方 ☎#7899 **ダイヤル回線・IP電話からは☎087-812-1055**
19時～翌朝8時 小児向け 15歳未満の方 ☎#8000 **ダイヤル回線・IP電話からは☎087-823-1588**

夜間の急病、子どもの急な病気やけがで病院に行くか悩んだ時、看護師などが相談に応じます。



2023 July

7 こんぴらカレンダー



日	月	火	水	木	金	土
2	3 健康相談 13:30~14:30 デイ	4 元気カアップ教室 要申込 10:00~11:00 (グイスポことひら)	5 血管年齢・骨密度測定会 10:00~16:00 要申込 ふれ交	6 ほっとひといき琴平 10:00~13:00 総セ	7 いきいき健康教室 10:00~11:30 総セ	1 8
9 こんぴら朝市 9:00~12:00 (一之橋公園)	10	11 親子のわんわん教室 9:30~11:30 ふれ交 ゆる〜い健康太極拳 13:30~15:00 総セ	12 こころの健康相談 要予約 14:00~16:20 ゆ家 行政相談 10:00~12:00 総セ スマホサロンももしも 9:00~11:00 総セ	13 ほっとひといき琴平 10:00~13:00 総セ 介護予防講演会 「ちょっと気になるおしこの話」 14:00~15:30 総セ 男性の料理教室 10:00~13:00 総セ 成年後見相談 13:00~15:00 要予約 地域福祉ステーション 法務相談 10:00~15:00 総セ	14 いきいき健康教室 10:00~11:30 ゆ家	15
16	17 海の日 ごみ 可燃ごみ 臨時収集あり (月・木曜日 収集地区のみ)	18 おれんじカフェ[わ] 13:30~15:00 楽集館 元気カアップ教室 要申込 10:00~11:00 (グイスポことひら) 町議会議員選挙告示	19 菜の会 10:00~11:30 楽集館 弁護士相談 13:00~15:30 要予約 地域福祉ステーション 町議会議員選挙 期日前投票開始 (~22日) 8:30~20:00 総セ	20 ほっとひといき琴平 10:00~13:00 総セ 法務相談 10:00~15:00 総セ	21 いきいき健康教室 10:00~11:30 総セ	22
23 町議会議員選挙投票日 7:00~20:00 (各投票所) 町議会議員選挙開票日 20:30~ (琴小体育館) こんぴら朝市 9:00~12:00 (一之橋公園)	24	25 ピヨピヨ広場 ふれ交 10:00~16:00 ことばと子育て相談 10:00~16:00 ふれ交	26 おれんじカフェ[わ] 13:30~15:00 楽集館 スマホサロンももしも 9:00~11:00 総セ	27 ほっとひといき琴平 10:00~13:00 総セ 障がい者・児生活支援相談 9:00~12:00 総セ	28 いきいき健康教室 10:00~11:30 ゆ家	29
30	31	7月の町税等の納期 固定資産税…2期 国民健康保険税…1期 介護保険料…1期 後期高齢者医療保険料…1期		総セ 総合センター ゆ家 ゆうあいの家 ふれ交 ふれあい交流館 かりん かりん健康センター 楽集館 楽集館 デイ デイ・サービスセンター		

行事について: 行事の色が 青→相談、オレンジ→福祉・保健関係、みどり→その他

7月の相談日		
相談種別	日時	場所・問合せ先
ふれあい相談	【要予約】不定期開催	地域福祉ステーション (琴平町社会福祉協議会) ☎75-1371
弁護士相談	【要予約】7月19日(水)午後1時~午後3時30分	
成年後見相談	【要予約】7月13日(木)午後1時~午後3時	
少年相談	月~金曜日(祝日以外)午前9時~午後5時	少年育成センター ☎75-0919
行政相談	7月12日(水)午前10時~正午	総合センター 住民福祉課 ☎75-6704
法務相談	7月13日(木)・20日(木)午前10時~午後3時	総合センター 住民福祉課 ☎75-6704
障がい者・児生活支援相談	7月27日(木)午前9時~正午	総合センター 住民福祉課 ☎75-6723

交通事故			
種別	月計	5月	累計
発生件数		3件	12件
傷者		2人	10人
死者		1人	2人

数値は月末時点での速報値であり、必ずしも前月の数値と合致するものではありません。(琴平警察署)

火災・救急			
種別	月計	5月	累計
火災		1件	3件
救急		61件	259件

(仲多度南部消防署)



琴平町の現況

(令和5年5月末現在)

■人 □/7,974人 ●男/3,679人 ●女/4,295人 ●世帯数/3,597世帯
(前月比-22人) (前月比-7人) (前月比-15人) (前月比-3世帯)

※令和3年11月30日に総務省統計局より公表された令和2年国勢調査確定結果(人口等基本集計)を基に推計しています。



広域

ことひら

琴平町
ホームページ



発行/琴平町役場企画防災課
香川県仲多度郡琴平町榎井817-10
TEL(0877)75-6711 FAX(0877)73-2120
琴平町ホームページURL: <https://www.town.kotohira.kagawa.jp>

※本誌は、NTTタウンページ(株)に委託し、町内全世帯を対象に配布しています。